

危険ドラッグについて

学生部委員長

昨今、新聞やテレビ等で、危険ドラッグを服用したことによる事件・事故の報道が相次いでいます。

危険ドラッグは、覚せい剤や大麻等と同様、強い依存性があります。軽い気持ちで「一回だけ」のつもりで手を出した後、使用量や回数がどんどん増えていき、いずれ自分の意思ではやめることができなくなります。薬物による身体への影響は、意識障害やけいれん、最悪の場合は呼吸困難に陥って死に至るケースも報告されています。

また、危険ドラッグは使用者の健康を脅かすだけでなく、危険ドラッグを服用した状態で自動車の運転を行った人が、正常な判断力を失って交通事故を引き起こす等、他の一般市民の方々に対して取り返しのつかない深刻かつ重大な被害を及ぼすこともあります。

これらの危険ドラッグについては、その多くに指定薬物が含まれており、2014年4月に施行された法改正により、これらを所持・使用・購入・譲り受けた場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれらが併科されることとなりました。

本学としても、薬物を断固として許さない厳しい姿勢で臨みます。本学の学生が上記の法令に違反していることが判明した際には、非常に厳しい処分を下します。

愛知大学生として、薬物の誘いには絶対にのらず、社会に迷惑をかけないよう自己を律する責任感と自覚を持ち、学生生活を送っていただきたいと思います。学生の皆さん一人一人が健全な社会常識に基づき行動されるよう、切に望みます。

参考：「薬物乱用防止に関する情報（厚生労働省 HP より）」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/